(外交防衛委員会)

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求

めるの件(閣条第八号)(衆議院送付)要旨

の署名が行われた。この条約は、前文、本文二十二箇条及び末文から成り、 とを受け、二〇二一年(令和三年)十二月から条約の締結に向けた交渉を行った。その結果、条約の案文に ついて最終的な合意をみるに至ったので、二〇二四年(令和六年)一月二十五日に東京において、この条約 我が国政府は、 各締: 約国は、 刑事共助条約の締結交渉を開始することについてブラジル政府との間で意見が一致したこ 他方の締約国の請求に基づき、 捜査、 訴追その他の刑事手続について条約の規定に従って 主な内容は次のとおりである。

共 助を実施する。

くは場所又はこれらの所在地の特定、 共助には、 ③物件の取得 ① 証 言又は供述の取得、 (捜索又は差押えによるものを含む。) 、④人、 ⑥被請求国の立法機関、 ②映像及び音声の送受信による通話を通じた聴取を可能とするこ 行政機関若しくは司法機関又は可能な場合 物件又は場所の見分、 ⑤ 人、 物件若し

には地方公共団体の保有する物件の提供、

⑦請求国における出頭が求められている者に対する招

請の伝

達、 請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。 る文書の送達、 ⑧拘禁されている者の身柄の移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、 ⑩犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、 ⑨刑事手続に関す ① 被

三、条約に規定する任務を行う中央当局として、 ぞれ指定する者を、ブラジルは法務治安省をそれぞれ指定する。 日本は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれ この条約に基づく共助の請求は、 請求国

匹、 \mathcal{O} 法令によれば犯罪を構成しない 被請求国の中央当局は、 被請求国が、 と認める場合等には、 請求国における捜査、 共助を拒否することができる。 訴追その他の手続の対象となる行為が自国

の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

其 する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。 この条約は、 両締約国が、 この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告